

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

モンゴルにおける家畜預託の慣行

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-03-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 利光, 有紀 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10502/5637

モンゴルにおける家畜預託の慣行

利 光 有 紀

I はじめに

牧畜社会の研究において「社会構造」は最も古典的なテーマの一つであったと言える。とりわけ中央アジアを対象地域とする場合は、史料に基づく親族制度の研究が蓄積された。フィールド調査が容易でないことや、社会人類学における研究動向を反映している。こうした研究の結果、農耕社会との対比点が抽出された^①。そもそも牧畜社会ないし牧畜文化という研究対象の設定は、牧畜を基礎にする社会が農耕を基礎にする社会とは異なることを前提にしているように思われる。いわば、ある種の生業決定論が潜在している。にもかかわらず、牧畜そのものの研究はあまり見られなかった。こうした欠陥を補うかのように、昨今では家畜管理に光が当てられることによって牧畜研究が進展を見せている。古典的なテーマである社会構造の研究も、この新しい研究動向をふま

えた展開が必要であろう。すなわち、家畜管理の視点を社会構造へフィールドバックすることである^④。

家畜管理は、家畜という動産の編成から始まる。動産であることが、農業社会における土地の意味との大きな違いであると考えられる。だとすれば、牧畜社会構造の研究にとって、動産の編成と社会関係のあり方は重要なテーマになりうるであろう。モンゴルには、スルク制度という格好の材料が存在する。スルクとは家畜の群れを意味し、人名にも用いられる一般的な語彙である。モンゴルでは階層的な社会構造を反映して、家畜の寄託・受託が慣行されていた。この預託制度は一般にスルク制の名で知られており、いわゆる満鉄時代にいくつかの事例が報告されている。本稿は、これらの報告を活用しようとするものである。当時の資料をほぼ手中に収めていた後藤は、従来の見解を交えながら既に検討を行っている^⑤。彼は、スルクが階層的な社会構造と密接な関係をも

っていることを示唆した。しかし、分析に耐えうる資料をもたなかったために、あくまでも示唆にとどまっている。また、多様な契約条件に焦点をあてているものの、その多様性の意味を説明していない。様々な事例にみられる偏差が説明されない限り、本質的な理解は導かれないうであらう。諸事例の再検討に際して本稿で採用する分析視点は、多様性をいかに説明するか、にある。

スルク制は、現代に至ってもなお、中国内蒙古自治区において、牧畜協業体制の意味で生き続けている^⑥。中国全土にわたって見られた人民公社から生産請負への移行に応じて、内蒙古自治区でもスルク制度が変貌し、新スルク制と呼び習わされているという。個別経営レベルでの実例が紹介されていないため、実態上の連続性は不明である。しかし、少なくとも名称上の連続性から、スルクを検討することが牧畜社会構造の過去と現在をつなぎうるのではないかという可能性を示唆してくれる。

モンゴルにおける家畜預託の慣行について、従来の報告事例をいま一度整理し、その多様性を検討することによって、家畜管理の側面から社会構造の解明に資することが、本稿の目的である。

① A. E. Hudson, *Kazakh Social Structure*, Yale Univ. Publications in Anthropology, no. 20, 1938

D. F. Aberle, *The Kinship System of the Kalnah Mongols*, Univ. of New Mexico Publication in Anthropology, no. 8, 1953

H. H. Vreeland, *Mongol Community and Kinship Structure*, Westport, 1957

L. Krader, *Social Organization of the Mongol-Turkic Pastoral Nomads*, Indiana Univ. Publications, Uralic and Altaic Series, vol. 20, 1963 など主なものとして挙げられる。

② その最も端的な例は、母性原理を中心とする農耕社会に対して、牧畜社会は父性原理が優先するといった、単純な対比である。

E. E. Bacon, *Obok, a Study of Social Structure in Eurasia*, New York, 1958

③ 谷泰「習性と文化の間に」季刊民族学八、一九七九、六一—二頁
J.-P. Digard, *Techniques des Nomades Baxtyari d'Iran*, Cambridge Univ. Press, 1981

松原正毅『遊牧の世界—トルコ系遊牧民ユルックの民族誌から—』(上) (下)、中公新書、一九八三

④ 牧畜社会構造の研究において家畜管理の視点が全く欠落していたわけではない。モンゴルについては、牧畜生産と労働組織との関係が論じられてきた。ただし、それらはウラジミルツォフを始めとする、主として屯営形態をめぐる議論であったと言える。しかも従来の議論は、共時的にも通時的にも一貫して存在が認められるイル形式と、歴史の変遷や地域差が指摘されるクリニン形式およびホトン形式との三つの形態をどのように組み合わせるかに終始している。一般にホトンが牧畜協業体制から生じる形態であると了解されているのに対し、クリニンはむしろ軍事的色彩が濃い。従ってホトンとクリニンは同レベルで論じられるべきではない。家畜管理の視点に立つて研究するためには、そもそもこうした形態論を脱してゆく必要がある。

⑤ 後藤富男「内陸アジア遊牧民社会の研究」吉川弘文館、一九六八、二〇三—二一八頁。

⑥ 阿部治平「内モンゴル自治区における新スルク制の登場と問題点」
モンゴル研究七号、一九八四、五七—八七頁。

Ⅱ 預託の諸事例

表1は、管見の限り見出し得た諸事例を、出典資料に基づいて簡単に一覽したものである。①
① 預託と密接な関係をもつ、共同放牧や牧夫の雇用も含めてお
き、各事例において重要と思われるポイントを中心に述べる。な
お、内蒙古の地名に関しては図1を参照されたい。

資料①はチャハル及びシリシリンゴル地方についての概括的な調査
報告であり、牧畜経営を、自営・預託・牧夫雇用・王公貴族等
に対する義務の四つに分類している。②
② さらに、王公貴族等に対する
義務が決して無償の強制ではないことを明示するために、具体的
な事例を四つ挙げてゐる。これらをそれぞれ、〈事例1〉から
〈事例4〉とする。

〈事例1〉 西スニト旗内、バロンミンガンホジタルタラ。純遊牧
地帯にあたるここで、親戚関係をもつ六戸二八人の集団が馬二五
〇頭、牛一三〇頭、羊五四〇頭、ラクダ四頭を放牧しているのが
確認された。これらの家畜のうち、馬二九頭、牛四〇頭、羊一三
〇頭は私有のものだが、他はすべてラマ廟所有の家畜を二〇年来

にわたって受託してきたものである。牛馬についてはラマ廟の所
有を示す焼印(タムガ)が押されている。牛については、受託者
が自由に搾乳できる。年に一度頭数が調査され、弊死の際は牛皮
を廟に納めなければならない。死亡を証明することによって、弁
償義務から免れる。狼害や盗難等による損失賠償の義務はない。
三〇%以上増加した頭数に対しては、受託者の所有が認められる。
馬についても同様である。羊の場合は、羊毛が全て与えられ、年
二回の調査がある。

〈事例2〉 西アバガ旗内ツァントルスム(廟)。全旗に一四
あるラマ廟の一つで、羊一万頭以上、牛九〇〇頭、ラクダ六〇頭
を有する。馬については牧夫が雇われるほか、各種家畜は「各部
落ニ預託ス」という。条件は〈事例1〉に等しい。さらに、〈事
例1〉で言及されていなかった羊の所有権移転とラクダの利用権
については、それぞれ「生レタル仔ノ一頭ハ必ス廟ノ所有トス」
「毛ハ廟ノ所有」と記されている。

〈事例1〉と〈事例2〉から明らかなように、ラマ廟の所有す
る多数の家畜は、牧民の集団を対象に分配され、管理が委託され
ている。受託者側から見たものが〈事例1〉であり、寄託者側か
ら見たものが〈事例2〉である。スルクという名称は確認できな
いが、家畜預託の慣行例と見なしうる。ラクダの毛を除いて利用

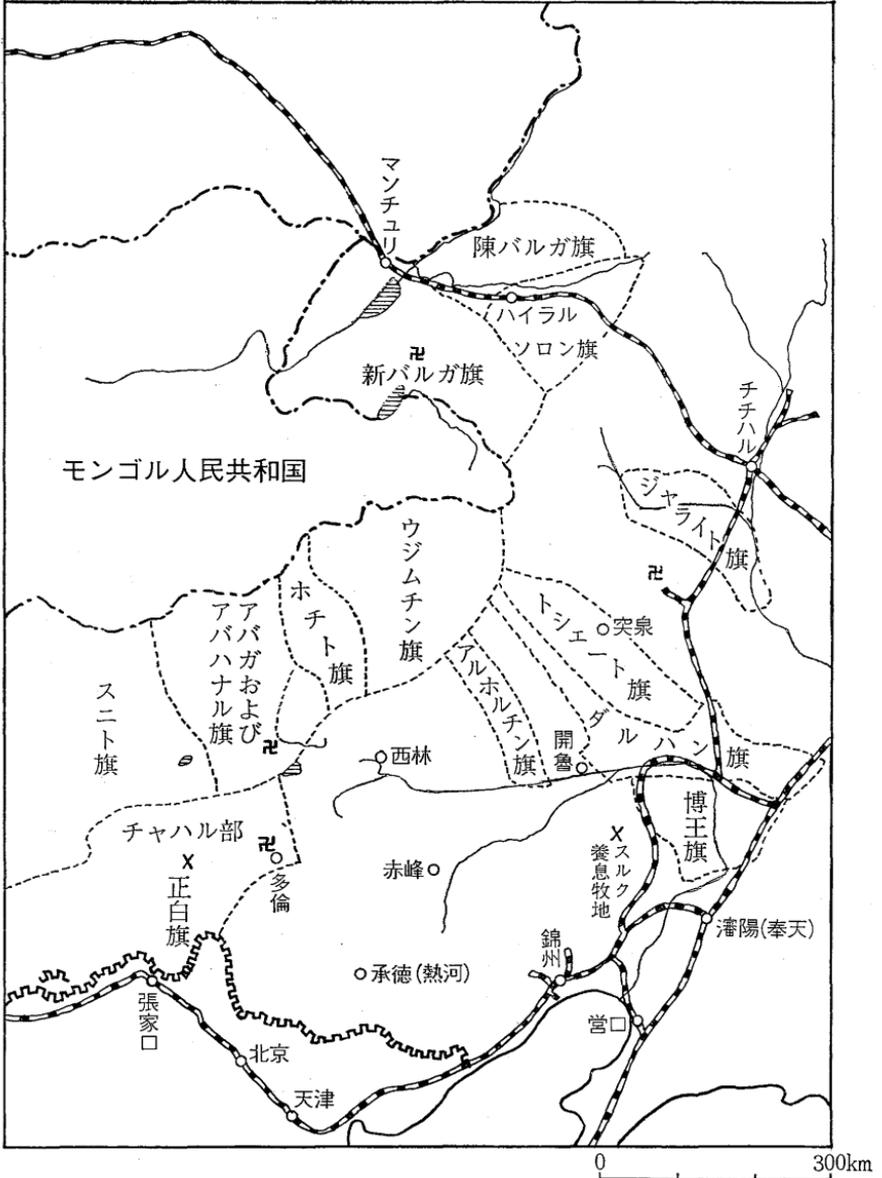
第1表 家畜預託に関する諸事例

事例 番号	所 在	スルクの 名称確認①)	寄託者の 性 格②)	受託者の 性 格	預託される家畜の種類・頭数	出典	備 考
1	西 ス ニ ト 旗		ラ マ 廟		牛90, 馬221, 羊410, ラクダ4	①	
2	西 ア バ ガ 旗		"		牛, 羊, ラクダ	①	馬については牧夫が雇われる。
3	正 白 旗		"		馬200	①	但, これは雇用の事例である。
4	東 ア バ ガ 旗		王 公			①	但, これは賦役の事例である。
5	アルホルチン旗	+	富 戸	貧 戸	牛2~70	②	ほかに牧夫雇用の例がみられる。
5'	"	+	ラ マ 廟	"	牛63, 羊128, 山羊12	②	
6	ジャライト旗		富 戸	富 戸	牛9	③	ここでは共同放牧が一般的である。
6'	"	+	ラ マ 廟	貧 農	牛11	③	
6''	"				牛6	③	
7	陳 バ ル ガ 旗	-	親 戚 知 人	貧 戸	搾乳牛数頭	(④)	ここでは牧夫雇用が一般的である。
7'	"	-			羊数頭	(④)	
8	新 バ ル ガ 旗		富 戸	親 戚 戸	牛2~4	⑤	
9	"		貧 戸	富 戸	牛14~19	⑤	寄託者は別件で雇われる。
10	ソ ロ ン 旗	+	"	"	牛15~17, 羊17~20, 馬4~7	⑥	群れを等質化して牧夫を雇用する例がみられる。
11	ト シ ェ ー ト 旗	+				⑦	犠牲牛の供出を契機とする共同放牧である。
12	ス ル ク 旗	+	清 朝		牛100, 羊50	⑧	
13	ダ ル ハ ン 旗	+	ラ マ 廟	シ ャ ビ	牛・馬・ラクダ単純平均で30余	⑧	
14	"	+	ラ マ 廟		牛10~30	⑧	
15	" など	+	漢 人 商 人		牛5~200	⑧	
16	ダ ル ハ ン 旗	+	役 人	貧 戸	牛30~50	⑧	
17	博 王 旗	+	富 戸	貧 戸	牛20×16群	⑧	
18	アルホルチン旗	+	"	"	牛7~29	⑧	
19	張 家 口 北	+	王 公		牛6群, 馬3群, 羊2群	⑨	
20	外 蒙 古		ラ マ 廟		羊300~800, 牛, 馬	⑩	
21	"	+	王 公		馬, 羊, ラクダ	⑪	

注 1) 確認できるものを+とし, 確認できないものは空欄とした。また-は, スルクと呼ばれていないことが確認されているものである。

2) 寄託者および受託者の性格は, 特徴を簡単に記した。

第1図 1930年頃の東部内外蒙古



注) 旗界及び旗名は本文で言及するものととめた。

が自由に認められていたるほか、ここでは生産仔に対する所有も一部認められていた。^④

〈事例3〉 同じくラマ廟であるが、チャハル正白旗のホンヨットスムの場合は、馬群に対する牧夫雇用の例だけが報告されている。二〇〇頭を基準とした現金報酬が定められているほか、年雇用の場合には衣食も支給される。〈事例2〉でも馬群に関しては牧夫が雇用されていた。馬は直接的な生活資材を提供する家畜ではない。このことが、預託よりも牧夫雇用が採られる最大の原因と思われる。

〈事例4〉 東アバガ旗からは、王公家畜を管理する事例が報告されている。従事して既に3年になる者をインフオーマントとしている例である。单身、住み込みで王公のもとに来ているらしい。衣食住が支給され、許可を得れば帰宅できるものの、報酬はない。「一家ニ壯丁一人ヲ残シ他ハ皆王ニ使ヘル義務アリ」という。明らかに身分的従属を伴っている例であり、管理を委託されているが、王公に対する賦役義務の一種とみなされる。

旧満州国では土地制度を制定するに先立って、モンゴル族の生活を把握しておくために実態調査が行われた。種族や生活形態の違いを考慮して、一九三九年に八地点で実施されたが、翌年にはさらに陳バルガ族の事例も加えられている。これら一連の調査報

告(資料②③④)が預託事例を提供してくれる。

〈事例5〉 アルホルチン旗のハラトクチン部落は、遊牧を主としながら農耕にも従事する二〇戸からなる。これら二〇戸のうち所有する牛が一〇頭に満たない一戸中一〇戸までが、富裕層の所有する牛を受託している。また、これらの寄託者である富裕層は当地以外の牧戸に対しても寄託している。こうした事例は実態調査報告書(資料⑤)で「スルグ表」として列挙されている。^⑤

搾乳および農耕用使役等の利用は、頭数を定めて認められており、すべてのスルク牛にたいして自由に認められているわけではない。生産仔に対する所有は認められず、弊死に対しては死皮を返却することによって責を免れる。ここで特筆すべきは、草や柴の採取、皮なめし、牛車製造等様々な労働義務が受託者に課せられている点である。富裕層は牛を寄託するほか、各種の家畜管理に関して牧夫を雇用している。牧夫雇用の場合は群れごと管理を委ねることになるのに対し、牛の預託はごく少数頭ずつ分散して行われている点が特徴的である。

このほか、ラマ廟から牛および羊・山羊を受託する貧戸もみられる。この例を〈事例5〉としておく。

〈事例6〉 同じくハルハ族ではあるが、ジャライト旗は半農半牧地域に含まれ、主従牧の生活が見受けられる。資料③によれ

ば、調査の対象となったモリト部落は、調査当時の三〜四代前までは遊牧をしていた人々が三七戸住んでいた。すでに豚や鶏の飼養がみられ、牛は総計しても二〇〇頭ほどにすぎず、他の家畜はさらに少ない。ここでは預託に代わって共同放牧が一般的に行われているものの、牛をもたない貧農がラマ廟所有の牛一頭を受託している例があり、調査報告書の備考欄には「蘇魯克（スルク）是也」と記されている^⑥。スルクの名称を確認できるものとして別に取り出しておく。〈事例6〉

またさらに「一頭ごとに糧一斗」の規定料を払い、六頭を寄託している事例が認められる。寄託する側が寄託料を支払うわけである。こうした事例は従来、報告されてこなかった。詳細は不明ながら、あくまでも共同放牧とは別に記録されている。委託料を要するこの事例も別に取り挙げて〈事例6〉としておこう。

〈事例7〉 ホロンバイル地方にはブリヤート系モンゴル族が遊牧生活を営んでいる。陳バルガ族の調査にあたった井手が、スルクという名称もなく、一般的な慣行ではない、としながらも預託の契機を整理している。調査報告書（資料④）には記されていないので、井手の記述から補っておく。

まず、貧困な牧戸を扶養補助する目的で、親戚や知人が搾乳牛を貸与することがある。

そのほか、種オス羊の分離、懐胎羊の分離、衰弱した羊の冬期特別飼養など、家畜管理上の技術的な要請にもとづいた羊の預託があることが知られる。より集約的な管理が必要とされる場合に、預託を通じて群れの分割がなされる事例として注目される。これは、〈事例7〉としておく。

井手によれば、スルクが稀なこの地方は、アルホルチン旗（本稿では〈事例5〉）に比して「契約制度は未だ確然としない」とされ、後進地であるかのごとく印象を与える。しかし、一九〇九年東清（東支）鉄道の開通以来、貨幣経済の浸透という点では、ホロンバイル地方はむしろ先進地に相当する、と思われる。実態調査報告書によれば、労働力の確保は雇用を通じて達せられ、貧困者の生活もまた雇われることによって補われており、その報酬はほとんど現金によって支払われているからである。ここでは、預託よりも牧夫雇用が一般的なのである。また、ここでは預託が血缘関係に限定されがちであるのに比べ、雇用は幅広く牧夫を集めている。

〈事例8〉 新バルガ族の実態調査報告（資料⑤）では、所有の極めて集中する富戸が親族関係にある者に対して、夏期のみ搾乳牛を寄託している例が二件認められる。一件は去勢牛も含まれるが、いずれも二〜四頭とごくわずかな牛でしかない。他にもメス

牛一頭を夏期のみ受託している貧戸がみられる。^⑩

〈事例9〉 新バルガ族に見られるもう一つのタイプは、従来全く指摘されてこなかった受・寄託関係を示している。すなわち、極めて貧しい牧戸が富戸に牛を預託している3件の例である。受託者の富戸にとって、義務はない。利用は認められるもの、とくに利用しないという。一方、寄託した貧戸は、馬の放牧や羊の分娩作業などに雇用されて生計を維持している。

〈事例10〉 ホロンバイル地方ソロン旗ブリアート族の調査報告(資料⑧)においても、労働力不足を解決するために、所有する牛のすべてや、同じく所有する羊のすべてなどが貧戸から富戸に受託されている例を見出しうる。^⑪

生産仔に対しては寄託主に所有権があること、損害賠償義務が受託者にはないことなどは、他の預託例と変わらない。しかし、ここでは寄託主に義務が発生する点に特徴がある。預かってもらうのであり、そのための委託料が現金で支払われている。さらに、強制的なものではないものの、多忙期や非常時に際して作業手伝いが課されるという。貧戸から富戸へという家畜の流れは、従来考察されてきたスルクの家畜の流れとは全く逆である。しかし、経済的な従属関係を逆転させるものではないことが了解される。

さて、次の事例は共同放牧的性格をもつスルクとして既に後藤

が紹介している例である(資料⑦)。

〈事例11〉 ホルチン右翼中旗(トシュエート旗)東ホンドロン部落は、農業を主とする半農半牧地域に属する。イフ・オーラ(大山)のオボ祭りに捧げる犠牲牛の供出を契機として、一七四〇年頃に預託が始められたという。利用の自由や弊死に対して死皮で証明する点など、条件は一般的に述べられてきたスルク制と変わらない。

以上の実態調査のほかに、大渡が東部内蒙古の家畜預託慣行を調査していた(資料⑧)。結論部に明記されているように、内蒙古の預託は昭和六年の満州事変以降、「覆滅又は縮少の減少を来し」ていた。^⑫ こうした状況を鑑み、新たに満鉄関係各機関が貧民救済事業に取り組む際の方策を求めることが、当時の課題であったと思われる。したがって、満鉄関係各機関の預託事業を除く他の事例はいずれも、当時実質的な意味をもっていなかった。ただし、聞き取り調査によって預託慣行の成立契機など、他の資料からは得られないデータを提供しているので、分類整理を加えつつ以下に引用する。

〈事例12〉 スルク旗養息牧は、清朝が祭祀に供える畜肉および乳製品を上納させるために、一六五一年頃に設置した行政機構である。それに先立って、放牧用の土地区画も設定されていた。それゆえに、スルクの語彙が地名(旗名)として定着している。^⑬

成牛五〇頭、仔牛五〇頭、種オス牛二頭を一群として、牧丁一人が受託する。乳製品および年四回の泌乳牛の供出が義務づけられる。亡失に際しては補填義務も生ずるが、ここでは生産仔が受託者に与えられているから大きな負担とは言えない。ただし、後年になると銭納も要求されたという。羊の場合、五〇頭を一群とし、メス一〇頭に対して種オス一頭が付加されて牧丁に寄託される。条件は牛とほぼ同様である。

〔事例13〕 一七四六年頃、ホルチン左翼中旗のダルハン王のもとに、王の親戚筋にあたるラマが帰郷した。このため喜泊花付近一帯がラマ専用の牧地に指定され、それを契機に預託も始められたという。最盛期には、ラマ所有の家畜は牛一〇〇〇頭、馬一〇〇〇頭、ラクダ三〇〇頭余にのぼり、これらを七〇余群に分割して彼自身が帯同してきた属下人シャビらに寄託していたようである。乳製品の納入の他に毎年一ヵ月雑役に服する義務もあるが、生産仔は受託者に与えられている。

〔事例14〕 同上旗烈白廟は、廟所有の二牛群を民間に預託していた。生産仔は預託者の所有に属するものとし、死皮を納入して弊死の証しをたてるという条件は一般的なものである。

ただし、利用権に関しては五歳以上の去勢牛の使役に対して一頭につき毎年七斗の穀類を納入するという条件が加えられている。^⑭

半農半牧地域においては、預託された家畜を農作業などに使うことがあり、それに対しては農作物を納めさせる、という農作業をめぐるやりとりがあることを、この例は示している。

〔事例15〕 東部内蒙古の半農半牧地域に属するダルハン旗やトシェート旗、ザサクト旗では、漢人商人が寄託主となる事例がみられる。彼ら商人は家畜の管理に通じていない。個別の商取引によって受け取る頭数は零細で管理に不便である。さらには、一括して市場に搬出する便宜を図る必要がある。歩行輸送に耐えない幼畜は成熟させなければならない。また、市場相場にに応じて順次選択し、輸送することが望ましい。こうした様々な問題を一挙に解決する方法として預託が実施された。明らかに、寄託主にもメリットのある預託である。利用の自由が認められているほかに、成績の良い受託者には生産仔も与えられた。

〔事例16〕 貧者の請願を契機とする事例が五件報告されている。そのうちの一つは、ダルハン旗の役人が貧者の申込みを受けて、一九一一年頃に始めたもので、最も単純で典型的な条件を提示していた。すなわち、利用自由、所有なし、死皮納入による弊死証明、という規定である。預託は群れ単位で行われることが確認できる。一群は、三〇〜五〇頭で、三〇頭以下の牛群には去勢牛五頭、それ以上五〇頭以下の牛群には去勢牛一〇頭が加えられ、一

群に対して種オス牛一頭がそれぞれ付された、という。

同じく貧者の請願による残り四件は、この〈事例16〉に比べて条件が著しく厳しい。そこで別の事例として扱おう。

〈事例17〉 ホルチン左翼後旗(博王旗)の公營子付近で、一富戸が貧者たちに一六群計三二〇頭を預託していた。起源は二〇年前に遡る。一群はメス一三頭、オス一頭、去勢オス六頭からなる。利用は自由で、弊死の補充義務はない。しかし、亡失の場合は補充を必要とする。また、穀類および乾草を納入しなければならぬ。ただし、三年ごとの調査で生産仔の残存中一〇分の一が受託者に与えられる。

他の三件はいずれもアルホルチン旗一帯の調査から得られている。このうち、ハラトクチンで目撃された二戸の部落での例とは、〈事例5〉に相当する。〈事例5〉で依拠した資料(資料②)によれば、受託者の所有は認められていない、とされていたけれども、三歳牛が分娩した場合の仔牛や、双子で生まれた場合の羊・山羊の片方などは受託者の所有になることが、新たに認められる。ただし、実際にそうした出産は稀なことであるから、〈事例5〉の預託条件をことさら訂正する必要はないであろう。

アルホルチン旗における残り二件を〈事例18〉にまとめておく。これらは〈事例5〉と同様、さまざまな労働賦役を伴うという特

徴をもつ。税負担や亡失の補充等を銭納に代えて労働で支払わなければならない。¹⁶⁾

〈事例19〉 張家口の北北東約六〇kmにある清朝何親王牧地では、何親王所有畜が群れ(スルク)に分けて牧人に委ねられている。頭数は不明ながら、馬三群、牛六群、羊二群である。何親王は北京に常住しており、年間二〇%増をめどにその生体売却価格に相当する金額を納める以外は、所有も利用もすべて牧人の自由となる。牧人からの聞き取りによれば、所定の金額より実際の売却価格の方が高く、また二〇%以上の家畜増が見込まれるために利益は保証されているようである。

以上はすべて内蒙古の事例であった。外蒙古からも類似の慣行を知りうる。次の事例では、スルクの名称を確認できないが、貴重な証言となっている。¹⁷⁾

〈事例20〉 ウリヤスタイ市の南約五〇kmに位置するナロバンチン寺領(サインノヨンハン部)では、二人の活仏が一万余の家畜を有していた。一九二〇年前後の状況を示す資料¹⁸⁾によれば、ジロワ活仏の家畜は分割されて牧民に委託されている。七〇〇〇頭の羊は三〇〇—八〇〇頭弱に分割され、三〇〇頭弱の羊を有する牧民が受託するという。乳の利用権および羊毛七〇%の取得権があるほか、増加分の所有も認められている。弊死の際は死皮を納め

て補填責務を免れる。牛の場合は若干寺の付近に保留されるとい
う記述から、羊はほぼすべてがこうして管理委託されるものと推
察される。寺の付近に保留される牛は、ジロワ活仏に乳を供する
ためのものであり、これに対しては牧夫が雇われる。牛に関する
契約条件の詳細は不明ながら、羊と同様利用権に加えて所有権も
認められているようである。馬群の分割管理委託者には、牝馬の
搾乳が認められるほか、羊および牝牛も与えられてその利用が許
されている。¹⁴⁾

預託を一覧する最後に、外蒙古の事例をいまし補足しておき
たい。ウランバートルから現代語に訳されて刊行された、牧地利
用をめぐる争論文書（資料¹⁵⁾）の中にスルクの用語がいくつか認
められる。預託の条件など詳細は全く不明であるものの、スルク
制が一般的に広く行われていたことを確認できる。諸事例を一括
して〈事例21〉として掲げておく。

〈事例21〉 文書整理番号四九の争論の発端は、トシエートハン
部のハン山周辺の牧地を、ケルレン盟ツェツェンハン部の騙馬群
が脅かしたことにある。一七九六年のことであった。ここで被害
者に相当するのが、ハン山周辺で放牧されていたスルク馬群であ
る。同文書中には「スルク馬畜」という表現もみられるから、必
ずしも馬には限定されないようであるが、ともかく王公の家畜群

である。

整理番号五〇の文書は一八〇一年のもので、ゴビでの限られた
水場をめぐる争いがあったことを示している。駅に所屬する
家畜群の占有地に対して二つの加害者が存在する。その一つが、
兵に委託された王公のスルクである。ゴビで繁殖させる「スルク
・ラクダ」と記されている。¹⁶⁾

続く五三番の文書（一八八一年）では、争いが長引いており、
そのため多くの被害者の供述が採られている。その中にはツェツ
ェンハン部にあるハンヘンテイ山に捧げられた「犠牲スルク」を
放牧する兵や管理人およびアルガリ（畜糞）収集人が含まれてい
る。以上三件は、スルク家畜ないしその牧夫が事件の当事者とし
て登場するために、一連のものとして整理されている。これに対
して、貴族の牧地占有状況を示す争論例は、別個に扱われている。
それらの中に含まれる整理番号七三は、一八五九年トシエートハ
ン部での冬営地をめぐる争いを記録しており、王公のスルク群が
登場する。羊のスルクを扱う牧民や、馬を担当する牧民の名前が
挙がっている。

以上の例から、スルクという語彙は単に日常会話レベルでの
「家畜群」の意味ではなく、管理委託群を示す社会的な用語とし
て用いられていることが窺われよう。整理番号五三の事例が寄託

主を明かさなほかは、いずれも王公から家畜群が委託されている。スルクのこうした用例は外蒙古においても少なくとも一八世紀まで遡りうることを確認できる。

① ここでは一事例とみなしているものでも、実際には数戸の事例を包括させている場合がある。

表中に番号で記した資料は以下の通り。なお、以降の本文および注でこれらの資料を示す場合にもこの番号を用いる。

資料① 満州国国務院興安局『チャハル部リンゴル盟調査行』、一九三五

② 満州国国務院興安局『阿魯呼爾泌旗実態調査統計篇』、一九三五

③ 満州国国務院興安局『興安南省扎賚特旗実態調査統計篇』、一九三九

④ 満州国国務院興安局『陳巴爾虎旗実態調査統計篇』、一九四〇

⑤ 満州国国務院興安局『新巴爾虎右翼旗実態調査統計篇』、一九三九

⑥ 満州国国務院興安局『索倫旗実態調査統計篇』、一九三九

⑦ 榎 篤二『イホオラの祭り』とスルク牛・第三話―西科中旗実態調査―蒙古研究三一―、一九四一

⑧ 大渡政能『東部内蒙古地帯に於ける家畜預託の慣行に就て』満鉄調査月報二一一―、一九四一、一七七一―一八八頁

⑨ ポストネエフ『東部蒙古』東亜同文会調査篇纂部、一九一五、二三四頁

⑩ Vreeland, op. cit. p. 103-104 etc

⑪ ХҮБСГАЙЛЫН ГЭМХЭХ МОНГОЛ ДАХЬ ГАРЫН ХАРИУЛ-ЦАА, ВИАХБСААТАР, 1975

なお、資料⑦は原山煌氏に御教示いただきました。ここに記して謝意を表します。

② 資料① 四一頁

③ ただし、群れの雌雄構成比が不明であるため、三〇%以上という増加がどの程度可能性をもつものか、あるいは多いか少ないかといった判断は保留しておく。また、〈事例2〉に見られる仔羊一頭云々の規定は、おそらく双子が生まれた場合の片方についてのみ、受託者の所有を認めたとの解釈できであろう。後述する〈事例5〉と同地点を調査した大渡氏の報告（資料⑦）にその旨の規定がある。

④ 竹村茂昭『蒙古民族の農牧生活』東亜食糧問題叢刊三、一九四一、五六―一七六頁、六〇頁。

⑤ 当地の諸事例は、この調査にあたってと思われる人々の報告もある。村岡重夫「阿魯呼爾泌旗のスルク慣行（一）（二）」産業調査月報三卷、一九三九、二七―三五頁、および八一―九一頁。後藤の検討はそれらをもとにしている。

⑥ 資料③ 三三頁 飼養家畜表（2）

⑦ 同上表の備考欄

⑧ 井手俊太郎「遊牧地に於ける諸慣行―陳巴爾虎旗実態調査より―蒙古研究二一四、一九四〇、三四―一五〇頁。

⑨ 同上書 四四頁。

⑩ 資料⑤ 二二頁 家畜受寄託関係表。

⑪ 資料⑥ 一六頁 家畜寄託契約表。

⑫ 資料⑧ 一八七頁。

⑬ 群れの意味をもつスルクという言葉が預託制度の意味に慣用されるに至った契機を、大渡はこの事例に求めている。資料⑧ 一七八頁。名称の起源がそうであったとしても、預託制度そのものの起源を示すものとは考えられない。

⑭ このことから、後藤は預託するうちに次第に負担が増加すると指摘している。後藤前掲書二二一頁。しかし、この預託例では、最大でも一群三〇頭にとどまること、メスが七〇％以上であることを考え合わせるならば、急激な負担増ではあるまい。実質上、過酷な条件であったと判断することはできない。少なくとも、預託牛の大半を占めるメスの搾乳は制限されていない。

⑮ ただし(事例5)の調査(資料⑥)が行われた一九三九年には戸数二〇戸であった。また、同部落は一九三七年にも調査対象となっており、当時は二九戸であったことが知られる。満鉄調査部『興安西省畜産調査報告』産業調査資料第五八編、一九三九、三〇九頁。

⑯ 賦役を重視した後藤は、この事例を最も過酷な条件をもつものとして引用した。後藤前掲書二二一頁。しかし、過酷か否かの判断は単に契約上の条件を比較するだけでなく、各事例の性格そのものを検討した上で行わなければならないであろう。

⑰ この資料は既に翻訳されている。愛宕松男「西北蒙古ナロバンチン寺領における遊牧モンゴルの経済・社会生活(上)(下)」『内陸アジア史論集第二』内陸アジア史学会編、国書刊行会、一九七九、二五三―三四九頁。若干翻訳の誤りが認められるので委託内容に焦点をあてて本文中に意訳しておいた。

⑱ こうした羊や牝牛の供与について、資料⑩では馬群の管理が人手を要し、彼らを扶養するためであるという解釈が示される。馬が羊や牛ほどには生活資材足り得ないことも理由の一つに加えることができよう。

⑲ スルクの話はまた一八世紀のハルハ・シロムなどの資料にスレッジ・ネグト・アイル(家畜群をひとつとする戸)として登場する。小貫はこれを出自を同じくする大家族血縁集団から個別経営化が進行して「地域隣保共同体」へと変遷する途上の集団形態とみなしている。小貫雅雄『遊牧社会の現代』青木書店、一九八五、四五頁、六五頁等。

⑳ ЦРПР АИВ МАЛ 資料⑩一五八頁。

㉑ ЦОБДЛ УРЖУУЛХ ЦРПР ТЭМЭЭ, 同上書一六〇頁。

㉒ СЭТЭЛЭН ЦРПР, 同上書一六四頁。

㉓ 資料⑩の一五八頁―一六八頁。争論上の立場としては、加害者となる場合もあれば、被害者となっている事例もある。

㉔ 同上書二〇二頁―二一七頁。

Ⅱ 多様性の検討

前章で概観したように、スルクないし家畜預託の諸事例は多様な偏差を含んでいる。こうした偏差を越えたスルクの本質とは、一体何なのであろうか。偏差を説明する前に、規範的なスルクのあり方に対して共通認識を得ておく必要がある。従来の見解をふまえながら、考察してゆく。

(1) 従来の見解

スルクに関する古典的な見解は、クドリヤフツェフにみられる、搾取手段としての解釈である。本来は氏族間での相互援助の形態であった家畜の貸与が、階層化の進行とともに搾取手段へと変化したものとして理解された。しかし、搾取と断定してしまうことによって、富裕層から貧層へ貸与される場合にしばしば見受けられる扶養的性情を説明しえなくなる。そこで、生活扶助の意味を含めるために、「搾取」という表現は「小作」という表現に和ら

げられてゆく。ただし、このように言い換えても、貧者の労働によって富者が利するという構造を変更するものではない。その代表的な見解例に、田山の「……増加分を預託主に納める制度である」という定義があげられよう。^②

これに対して後藤は、「自然増加分がいずれに帰属するかによって、その性格には著しい相違が生ずることを免がれない」と述べて、増加分の所有権にこだわっている。受託者側に増加分の所有が認められる事例もあることに對して苦慮したようである。増加分に対する所有権を重視して貧戸にも利があったことを言い添えたうえで、やはりスルク制とは「本質的に富家と貧戸との關係であり、……その間に身分的な從屬をとまわずにはいけない」と主張している。^④この見解に従えば、身分的な從屬を伴わない共同放牧的なスルクは例外となるし、また貧戸から富戸への家畜の委託は逆説的スルク制ともいふべきものになる。

スルクに加えて牧夫雇用の事例を検討した後、後藤はさらに「貧困者の生活扶助を目的として行われる場合の多いこと」というスルクの一般的傾向を再確認する。^⑤ところが、一方で「本質的に過大所有を維持するための手段であるから」全くの貧困戸では預託の対象足り得ないとも述べている。ナロバンチンの事例へ事例20を最下層の牧民には預託されないと誤って解釈してのこと

である。^⑥もし本当にそうであったとしても、この事例は貧困者の生活扶助を目的とみなす解釈にとつてはむしろ反例でありうる。この反例をもって、あるいは反例であるがゆえにこれをもって、スルクの本質を説明することには無理が感じられる。^⑦

また後藤は、契約条件が寛容な場合ももちろん存在するが、ほとんどすべてが「自由対等の契約によるのではなく、身分的な從屬關係をとまなう」と述べて、^⑧反例を無視してあくまでも身分的從屬を強調するのである。「搾取」という解釈をいったん否定し、「小作」という表現にも異論を述べた後藤の見解は、結局(ある程度)貧困な牧民に生活の基盤を与えるがその代償として身分的從屬を要求するものである、とまとめられよう。この見解に立てば、当然ながら貧困者の経済的自立性をさらに奪う制度である、とも言いうる。このように搾取や小作とさして異なるらないにもかかわらず、身分的從屬を強調してスルクの性格を規定しようとする考え方の背景には、そうすることによって牧夫雇用との差を明らかにしようとした意図があった、と思われる。

それにしても、反例はあるがほとんどそうであり、またほとんどこうであるが反例に本質がある、という説明の仕方はいかにも混乱している。こうした説明上の混乱は、実態の多様性を反映したものにほかならない。家畜の所有者と管理者が異なる共同放牧

や牧夫雇用を包括し、またスルクと呼ばれるか否かはともかくすべての預託を総括して、家畜管理の視点から捉えなおすことによつて、多様性の検討を試みてみよう。

階層化が、いつ、どのように進行したかについては、ここでは分析の対象とせず、階層的な社会を与件として捉える。階層的な畜社会においては、言うまでもなく労働力と生産手段である家畜の所有との間に不均衡が存在する。こうした不均衡は、動産を動かして適正規模の家畜群を構成することによつて調整することができると思えられる。適正規模の群れを成立させるには、理論的に、少数を集めるか、多数を分割するかのいずれかの方法を採用ばよい。前者のタイプには、ごく少数の家畜を少数同志で集める場合もあれば、少数を多数に寄せる場合も想定しうる。一方、後者のタイプにも、極めて多数から完全独立的に群れとして分割してゆく場合や、多数のうちの一部を分割して少数と合わせる場合が考えられる。どのように管理群が構成されるにせよ、労働力と所有の不均衡を調整する機能があるに違いない。

スルクの多様性に翻弄されながらも、後藤は最終的には、スルク制を階層分解とともに生じる形態であると結論づけた^⑩。さらには、階層分化の進行を促した可能性にも留意している。たまたごと

にわたりの例に比すべき因果関係はともかく、階層的な社会構造と密接な関係をもつことを示唆したのである。こうした観点に立ち至りながらも、分析の主眼をあくまで「契約条件の差異」においていたために、より重要な質的違いを見落としていたのではないだろうか。契約条件の差異よりも重要なことは、「群れの成立方法の差異」である。階層的な社会構造と密接な関係をもつものであるならば、労働力と所有の不均衡がどのように調整されているのかを検討しなければならぬはずである。そうした分析を可能にする資料は確かに少ない。それならば、せめて、預託によつて群れがどのように成立させているか、適正規模をめぐる家畜管理上の合理化が果たされているかどうか、を検討しておくべきであろう。

そこで、群れの成立方法の差異に注目して、先述した諸事例の類別を試みよう。

(2) 類型化

まず、王公貴族やラマ廟にみられるように過大集中した所有家畜は、群れとして分割されて預託される。これを一つの類型として指定しておく。次に、多数のうちの一部を少しづつ分配する一連の事例を挙げる事ができよう。厳密に、両者を区別するのは困難である。そこで便宜上、寄託主を王公貴族およびラマ廟に限定したものと、そうでないものとに分け、それぞれ『分割型』『分

散型』としておく。さらに、家畜を統集合させて成立させているものについては、少数を多数に寄せている事例群を『統合型』とし、少数同志を集めているものを『集合型』とする。この分類に応じて、先述した諸事例を再度確認しておきたい。

〈事例1~2〉はラマ廟の家畜を預託しており、このことを指標に『分割型』と呼ぶことにする。〈事例3~4〉においてもまた、貴族に集中した家畜が分割されてはいる。ところで〈事例1~4〉に登場する預託・牧夫雇用・王公に対する労働義務の三者は、いずれも管理が委託されていた。すなわち、所有者と管理者が異なるという点では等しく、互いに密接な関係をもつ。しかし、馬の場合にもつばら牧夫が雇われて例外的になることからわかるように、預託は管理が委託されている間、家畜の利用権が認められるという点で、他と本質的に区別されるべきものである。この「家畜の利用権」に注目すると〈事例3〉〈事例4〉は預託例としては不適切となる。^①

一般にスルク制は貧戸に対する生活扶助を目的とすることが多くと解されてきた。〈事例5~8〉は、〈事例1および2〉と同様にいずれも扶養的性格を有している。ただし、ラマ廟が預託主となる例〈事例1~2〉〈事例5〉〈事例6〉を除き、いわゆる私人関係の間で実施されている場合は、預託頭数が非常に少ない。管

理の委託というより、貸与というべきものであることに留意する必要がある。〈事例1〉や〈事例5〉のラマ廟の事例のように、相当数の家畜を預託する場合は、管理を委託することによって寄託者側にもメリットがある。放牧委託料にみあうべき利用権が受託者に保証される、と解釈することができる。一応、相互扶助が成立しているとみなされる。これに対して、預託頭数が少なく、貸与と言うべきもの場合は、無償で利用権だけが与えられるとは考えられない。もちろん、少数ずつ分散して貸与する場合であっても、総ずれば、寄託者にとっては管理の負担を軽減したことになるであろう。しかし、個々の契約をみる限り、与えられる利用権に応じて貧戸は何らかの報酬を要求されても当然の立場にある。

従来等閑視されてきた預託頭数に注目し、『分割型』(事例1、2、5、6)と『分散型』(事例5、7、8)を類別する意義は、以上のように労働の合理化が図られているか否かの区分になると同時に、相互利益をもたらす管理委託であるか家畜貸与であるかという性質を分別することにある。

〈事例9〉では、所有上分散している家畜が預託によって一端群れに統合されたのち、再び分割されて雇用された牧夫に管理が委ねられている。預託と雇用の双方を通じて、労働力配分の合理

化が図られているわけである。そのほか、ここでは羊・山羊や馬についても預託によって群れの統合が果たされている。受託者の経営規模が不明であるため、貧戸から富戸への預託例とは断定できない。が、少なくとも、寄託者は富戸ではない。しかも「手不足ノタメ」と預託目的が明示されている。所有する僅かな家畜を他人の群れに預けて、一括管理を委ねているのである。委託料の支払いが見られた〈事例6〉の場合もまた、そうした例の一つであると思われる。これらの預託が『統合型』に相当する。

〈事例10〉は預託によって群れの統合が果たされた後、群れを分割して雇用した牧夫に委ねられる点で〈事例9〉と同様であり、『統合型』である。そこでは、他の預託例はみられない。代わって、牧夫雇用の異なる例が認められる。各牧戸より、種オス羊や去勢羊などある特定の家畜を集めて群れを成立させるものであり、〈事例7〉で見たものに等しい。共同放牧する際にも、牧夫が雇用されていることが確認されるとともに、群れが極めて等質化されていることが特筆されよう。〈事例7〉などのように、共同放牧は『集合型』と類型づけられる。

共同放牧は、農耕地化が進み、牧民自身が農業に従事するようになり、各戸毎での家畜の維持が困難になるにつれて、増加した

と考えられる。〈事例6〉群の調査地および〈事例11〉がそうした農耕地地域に相当する。〈事例6〉群そのものは共同放牧が主たる地域において僅かながら認められた預託であった。〈事例11〉は、実質的に共同放牧であっても、スルクという名称が応用しているものであることを確認できる。

〈事例12・13〉は、典型的な『分割型』である。〈事例14〉および〈事例16〉は預託の頭数から判断すれば、『分散型』とも『分割型』とも呼びうる。ただし、本稿で用いた便宜上の定義（寄託者の社会的属性）に従ってとりあえず前者は『分割型』とし、後者は『分散型』とする。同様に〈事例17〉は『分散型』となる。

〈事例15〉に登場する漢人商人を王公やラマ廟の如き家畜大所有者とみなせば、群れごと家畜管理を委ねていると解釈できるので、『分割型』とする。^⑬

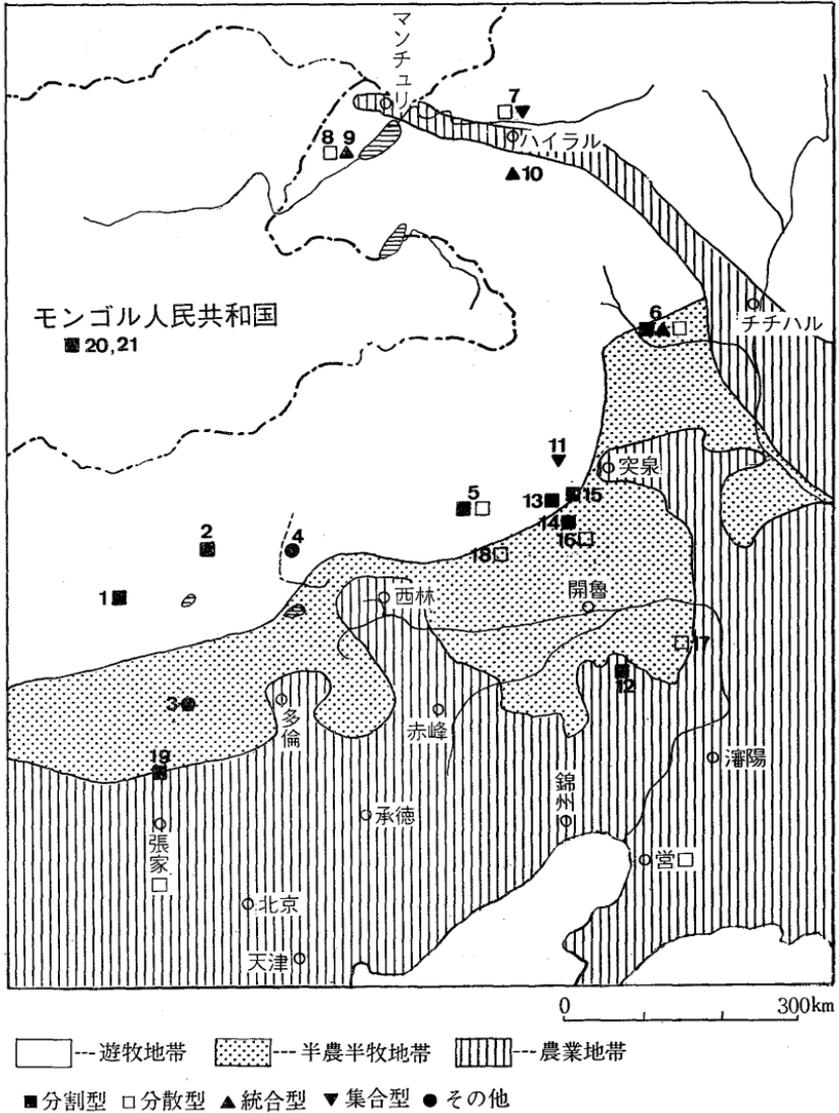
〈事例18〉は明らかに『分散型』であり、〈事例19・20〉および〈事例21〉の一群の事例は『分散型』となる。

諸事例を類型ごとにまとめ、それぞれの契約条件を示したものが、表2である。^⑭

(3) 各類型における契約条件と地域的分布

以上のような類型化の妥当性を検討するために、類型間の契約

第2図 預託諸事例の類型



第2表 預託の契約条件

類型	事例番号	家畜種	預託頭数	受託者の権利		受託者の義務					備考
				生産仔の所有	利用1)	納入義務2)	免責のための死皮の納入	補填	賦役	約税	
分割型	1	牛	90	(+)	M	-	+	-	-	-	頭数調査は年1回 " " 年2回
		馬	221	(+)		-	+	-	-	-	
		羊 ラクダ	410 4		W						
	2	牛		(+)	M	-	+	-	-	-	
		羊 ラクダ		(+)	W M	W			-	-	
	5'	牛	63	-	M+	D+				+	
		羊・山羊	140	-	W					+	
	6'	牛	11								
	12	牛	1群 100	+		D+	-	+	-	-	
		羊	" 50	+		+		+			
	13	牛,馬,ラクダ		+		D	+		+		
14	牛	10~30	-	M+	+	+					
15	牛	5~200	(+)	M+	-	+	-	-			
19	馬,牛,羊		+	MW+	+						
20	羊	300~800	+	MW		+					
	牛 馬		+	M+ M	D						
21											

分散型	5	牛	2~29	-	M+	D+	+		+	+		
	6	牛	5		M						利用頭数制限付き	
	7	牛		-	M						2ヶ月間程度	
	8	牛 馬	2~4 6	- -	M+ -	- -	- -	- -	- -	- -		夏期のみ預託
	16	牛	1群30~50	-	M+		+					
	17	牛	" 20	(+)	M+	+	+				頭数調査は3年に1回	
	18	牛	" 15~20			D+	+	(+)	+			
統合型	6''	牛	6								寄託料	
	9	牛 牛, 羊	1~19 14, 3	- -	(M) -	- -	- -	- -	- -	- -		
	10	牛, 馬, 羊 羊	17, 7, 23 20	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	寄託料 "	
集合型	7'	羊	数頭	-	(W)	-	-	-	-	-	"	
	11	牛		-	M+	-	+	-	-	-		

- 注 1) M…乳の利用, W…毛の利用, +…その他の利用
 2) D…乳製品の納入, W…毛の納入, C…穀類の納入, +…その他の納入
 3) 空欄は不明

条件の差を抽出したい。表2を利用し、類型と契約条件との呼応関係について比較を容易にするために、牛のみに限定して預託条件の明記されているもののみを取り挙げ、表3とした。空間的広がりについても同時に概観しておく。(図2参照)

『分割型』は最も事例が多く、地域的にも広く見出しうる。過去にまで溯りうる事が確認できるものこのタイプである。また〈事例12〉では地域名称とまで化している。これらのことから、分割型を典型的なスルクとみなしても異論はあるまい。このタイ

第3表 牛の預託契約条件

類型	事例番号	所有権	利用制限	納入義務	補填義務	賦役	委託料
分割型	1, 2	(+)					
	5'		+	+			
	12	+		(+)	+	(+)	
	13	+				+	
	14			+			
分散型	5		+	+		+	
	8						
	17	(+)		+			
	18			+		+	
統合型	9						
	10						+
集合型	11						

プは、群れを分割して委託することによって家畜管理上の合理化が図られており、『管理委託』機能をもつものである。条件は総じて寛容であり、補填や労役の義務がある場合には、所有権が認

められているので厳しさが相殺されている、とみなしうる。唯一の例外は、アルホルチン旗の〈事例5〉である。

『分散型』は、スルクの条件が厳しいがゆえに「搾取」や「身分的従属」といった議論の的になってきた事例である。このタイプでは、個々の契約によって家畜管理上の合理化が図られているとはみなし難い。むしろ家畜の貸与によって利用の便宜のみを図るものである。表2の如く区別した『分割型』と『分散型』の預託家畜頭数の平均値は、それぞれ八九・五および二三・四であり、明らかに群れとしての構成が可能であるか否かの違いを読み取ることが出来る。後者のタイプの預託の機能は『家畜貸与』にある。条件が他に比べて厳しいのはそのためである、と考えられる。

〈事例5〉に見られるような労働義務は、その多少はともかく、あっても不思議ではないのである。〈事例7〉〈事例8〉のように血縁関係にもとづいて実施される場合は、負担すべき義務が差し控えられているとみなせばよい。こうした事例がある一方で、〈事例17〉（ホルチン左翼後旗）やその後背地にあたるアルホルチン旗の事例群〈事例5〉〈事例18〉では、条件の厳しさが目立つ。

『統合型』は従来指摘されてこなかった家畜の流れを示す。寄託主が委託料を支払わなければならず、上述の二類型とは条件が

全く異なる。預託された家畜の利用権が認められていても実施されていらない。したがって、スルクと呼びえない、と考えるべきかもしれない。スルクの名称をはっきりと確認することができないが、たとえスルクでないとしても、家畜管理上の合理化を果たしている預託である点を重視したい。所有と労働力の不均衡の調節は、預託だけでは実施されないが、預託された後さらに牧夫が雇用されることによって実現されている。家畜の管理上の流れをトータルに見れば、『管理委託』の機能が果たされている。

『集合型』は共同放牧的性格をもつものである。共同放牧の事例も同様に扱えば、事例数や分布域はさらに広げうる。このタイプの条件は、所有権を認めずに利用権のみを認めるもので、一般的であると言えよう。『集合型』もまた、家畜の管理上の合理化が図られている。

以上の四つの類型に対して、それが果たす機能的側面から命名するとすれば、それぞれ受託者側にとって『管理請負』『家畜借用』『管理請負』『管理請負』となり、寄託者側にとってはそれぞれ『管理依頼』『家畜貸与』『管理依頼』『管理依頼』となろう。すなわち、『分散型』と仮に命名しておいたタイプが、家畜管理上の合理化とは無関係なものとして浮かびあがる。

四つのタイプそれぞれに特徴を示す名称を与えるとすれば、

『分割型』は『管理請負』であり、『分散型』は『家畜貸与』であり、『統合型』は『管理依頼』であり、『集合型』は『共同放牧』とでも言いえよう。利用の自由を認めるが、所有権を認めず、亡失は証明すれば免責されるという条件を仮に規範的条件と指定すれば、『管理請負』タイプの預託条件は一般に規範的条件より寛容であるのに対し、『家畜貸与』タイプは血縁関係を越えれば厳しく、『管理依頼』タイプは委託料を要する点で規範的条件とは逆になり、『共同放牧』では規範的条件が実施される。いずれも、それぞれ理にかなっている。

預託においては寛容なものから過酷なものまでさまざまな契約条件の違いが極めて顕著に存在する。ただ、こうした契約条件の多様性は、預託の群れの成立方法に注目して類別的に整理することによって、従来考えられてきたほどには多様でないことが了解されたであろう。預託タイプのもつそれぞれの機能にほぼ相応しているとも認めてもよいのではないだろうか。契約条件の多様性は、預託の果たす機能に依拠しており、その意味で一つの説明原理で理解されるものである。

そして、さらに無視できないことは、『分散型』スルクの特殊性である。富戸から貧戸へ家畜が動かされるといふ流れは、確かに典型的なスルクの場合と等しい。その意味ではスルクと呼ばれ

ても矛盾はない。しかしながら、それが果たす機能はスルクの典型とみなした『分割型』とは全く異なる。階層的な社会構造と密接な関係はあるに違いないが、少なくとも、労働力と所有の分布不均衡を調節することを第一義の目的とするようなものではないのである。スルクの変容事例として位置づけなおす必要がある。

『分散型』に含まれる〈事例5〉で、当該集団内において預託されている牛は合計一八九頭であり、そのうち八五頭の利益が認められている。これらの雌雄割合は四四対四一すなわちほぼ雌雄同数であり、例えば〈事例12〉〈事例16〉のように群れとして管理が依頼されている場合に比べて非常に雄の割合が高いと推察される^⑩。また、貸し出された家畜の利用権の中に、農耕用の使役が認められている。貸与された家畜によって食糧確保もさることながら、農耕に関する生産手段を取得しているのである。家畜管理上の合理化を図るための預託でないことは、こうした家畜の種類用途からも明確に読み取ることができる。本来は寛容な条件のもとに行われていたはずのスルクが、従来の研究者の目をひきつけるをえない過酷なものへと変容する、最大の要因は農耕化の進展にあるのではないだろうか。

事例の数は分割型、分散型、統合型、集合型の順に多く、図2に見られるようにほぼその順序に従って分散度も大きい。それゆ

え、特定の型が特定の地域に遍在しているとは判断できない。農耕化の影響を直ちに指摘することもできない。もとより、知り得たすべての報告事例を挙げてもお、全事例を網羅したことになるまい。したがって、こうした分布図だけから、地域差を読み取ることは困難である。

① クドリヤフツェフ『フリアート蒙古民族史』蒙古研究所訳、一九四三、二一七頁。現在もなお同様の見解が主流と言える。沈斌華『内蒙古經濟發展史札記』呼和浩特、一九八二、一一〇頁。

② 田山 茂『清時代に於ける蒙古の社会制度』、一九五五、二二三五頁。後藤前掲書二一四頁。

③ 同上書二一六頁。

④ 同上書二六九頁。

⑤ ナロバンチン寺領の一般牧民の所有頭数からみて Vreeland の記述を三〇〇頭以下の牧民には委託されないと読み取るのは明らかに誤りと思われる。Vreeland, op. cit. p. 31, p. 103 後藤前掲書二六九頁。

⑥ 当該牧民集団の中で受・寄託している牧戸の階層に関する分析は資料②～⑥などを用いて別稿を用意したい。

⑦ 後藤前掲書二六九頁。

⑧ 現在の社会主義政策の下では家畜種毎に性、年齢を極めて等質化したうえで適正規模が提示されている。

⑨ 拙稿「カオトル」ノート「モンゴルの移動牧畜をめぐって」人文地理三五―一六、一九八三、六三―七八頁、七三頁 第一表。

⑩ 後藤前掲書二七〇頁。
⑪ 〈事例4〉を見る限り、身分的従属にもとづく最も顕著な家畜管理

の委託方法は決して預託ではないことが了解されよう。

⑫ 資料⑥ 一一頁。被備労働表。

⑬ 商人が委託する家畜群は元來各牧民から少しづつ買集められて構成されたものである。それゆえ、共同放牧的性格を有しているともみなしうる。しかし、商人の手に渡るまでの家畜の移動は購買活動によるものなので、ここでは無視する。

⑭ 死皮を納めて弊死の証を立てれば免責されるという条件は、換言すれば亡失して立証できない時は補填等の義務があることを意味している。ただし、この表中の補填とは、不注意が原因と認められた場合に補充するのは異なり、常に原頭数を維持することが義務づけられている場合を指す。

⑮ 所有権の項目における十は、すべての生産仔が受託者に与えられる場合を意味し、一部でも認められるものを括弧つき(十)で表した。利用権は何らかの制限があるものを十とした。また、納入の項目は、利用生産物である乳製品の場合を(十)とし、それ以外の納入(穀類や乾草)が義務づけられている場合を十とした。ただし、納税は賦役やそれに代わる銭納とともに一括しておいた。

⑯ 〈事例10〉の依拠した家畜寄託契約表の備考欄では、本契約がスルクと言及されている。少なくとも調査報告者はスルクとみなしている。

⑰ 雌雄の不明な残り一〇四頭が仮にすべてメスであったとしても、性別は一四八対四一で、二・七%がオスとなる。当該集団内の全所有牛では四一・九%がオスで、この数値はソロン旗(資料⑥で四六・七%)、陳バルガ旗(資料⑥で五二・五%)、新バルガ旗(資料⑥で五四・二%)などと比べてむしろ低い。全体のオスの割合が低いにもかかわらず、預託中のオス牛の割合が高いと考えられる点が注目に値する。

IV さ い こ に

群れの成立方法に注目し、預託の諸事例を類別的に整理することによって、契約条件の多様性の意味は理解できたと思う。また換言すれば、家畜管理という視点に立つことによって、家畜貸与としてのスルクの特殊な存在を排除する結果となった。しばしば過酷な条件のもとで実施され、またそれゆえに従来の研究者の関心をひきつけてきたスルクは、家畜管理の社会的合理化を果たしうる他の一般的スルクとは別の視点を設定してそこから捉えてゆく必要がある。『家畜貸与』がことさらに厳しい条件のもとに実施されるアルホルチン旗の事例では、家畜管理上の合理化が図られている『分割型』においても条件が厳しく、地域的特徴をもっているように思われる。家畜用途の違いに注目して農耕化の進行との関係で捉えてゆきたい。

本稿では家畜預託の慣行を類別化して、契約条件との対応関係をみたが、類別化された四つのタイプのうち、当該集団がいずれを選択するか、その理由については検討していない。おそらくは、後藤が示唆していたように、当該集団の階層的所有状況を反映するものと思われる。階層的な社会構造と預託のあり方がどのような関係をもつかについては、農耕化の進行とも関わりをもつので

はないだろうか。これらに関して考察を進めるための前段階として、ひとまず多様な預託諸事例を整理した次第である。

(京都大学文学部助手 尼崎市瓦宮人作八ノ三五)